

企業年金ニュース 第57号

平成20年6月

適格年金制度の廃止まで残り4年をきりました。10年の猶予期間が設けられましたが、あっという間に過ぎていってしまったのではないのでしょうか。

企業年金ニュースでは、適格年金制度を利用して退職金の積立をしている企業の皆様の参考になればと、第42号（平成19年3月発行）からはじまり、これまで税制適格年金制度の廃止から制度移行について長期連載で特集してきました。各企業を訪問させていただくと、『そろそろとりかからなければ』と動き出された企業が急に増えた気がします。そこで、もう一度適格年金制度廃止についての注意点等を整理してみましょう。

○適格年金制度の廃止による制度変更の必要性

現状） 税制適格年金制度を利用して、退職金を社外で積み立てている

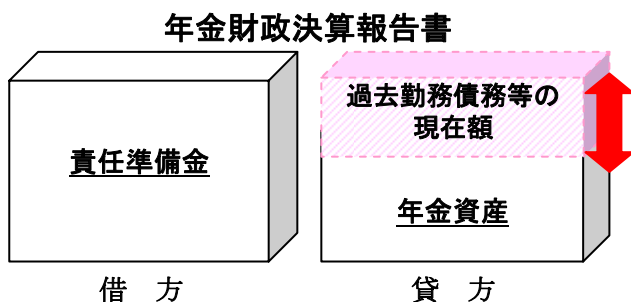


税制適格年金制度は平成24年3月末で廃止
になることが決定

新しい積立方法を考えるにあたり、
『今後の退職金制度をどうするか』を
考える必要が出てきました

○これまでの適格年金制度

① 適年制度では多額の不足金が発生しています

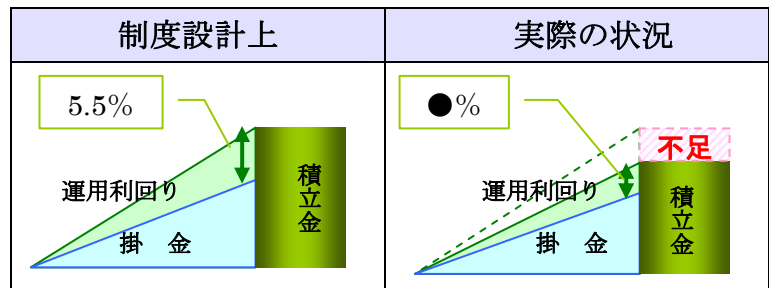


今年の運用状況は大丈夫ですか？

●サブプライムローンの影響を受けて、株式市場は大幅に下落しています。5.5%の利回りを確保するために採用している運用方法ですと、平成19年度は平均的に▲10%程度の運用結果のようです。このままですと、平成19年度決算では、さらに不足が(大幅に)膨らむものと思われ

② 不足金発生 の要因 (予定利率が高い)

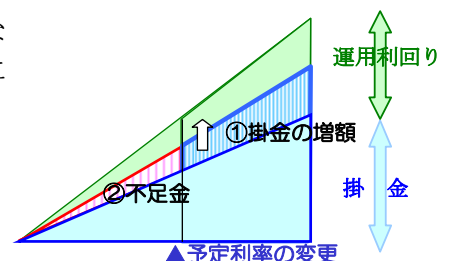
- ・年金制度は、予定利率の水準で資産運用がなされることを前提に、掛金が設定されています。
- ・適格年制度の多くは予定利率が 5.5% (運用目標も 5.5%) となっているため、運用が追いつかず、恒常的に不足金が発生しています。
- ・5.5%を達成するためには、株式への配分を増やさざるを得ないため、結果的にリスクの高い運用となります。



【単純に予定利率を引き下げた場合】

予定利率を引き下げた場合、今後の掛金が上がる (①) だけではなく、過去分についても、新たな不足金が発生し (②)、掛金がさらに増加します。

何らかの
工夫が必要! (※)



③ 不足金を発生させるもうひとつの要因（給付利率が高い）

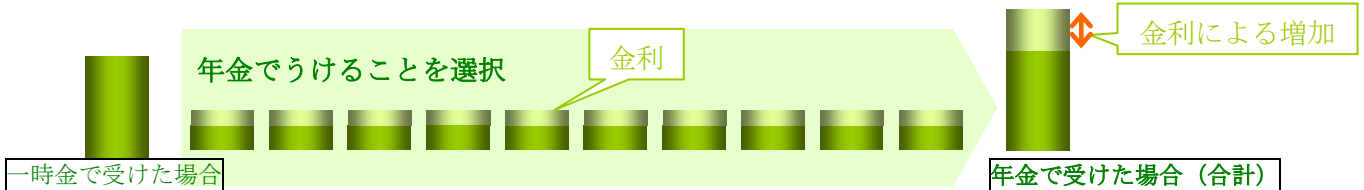
◆本来会社が想定しているのは一時金です。年金を選択される方がいると、その方の受取額は金利分（5.5%）多くなりますが、会社は5.5%の利息を付利しなければならず、さらに不足が増加します

何らかの工夫が必要！（※）

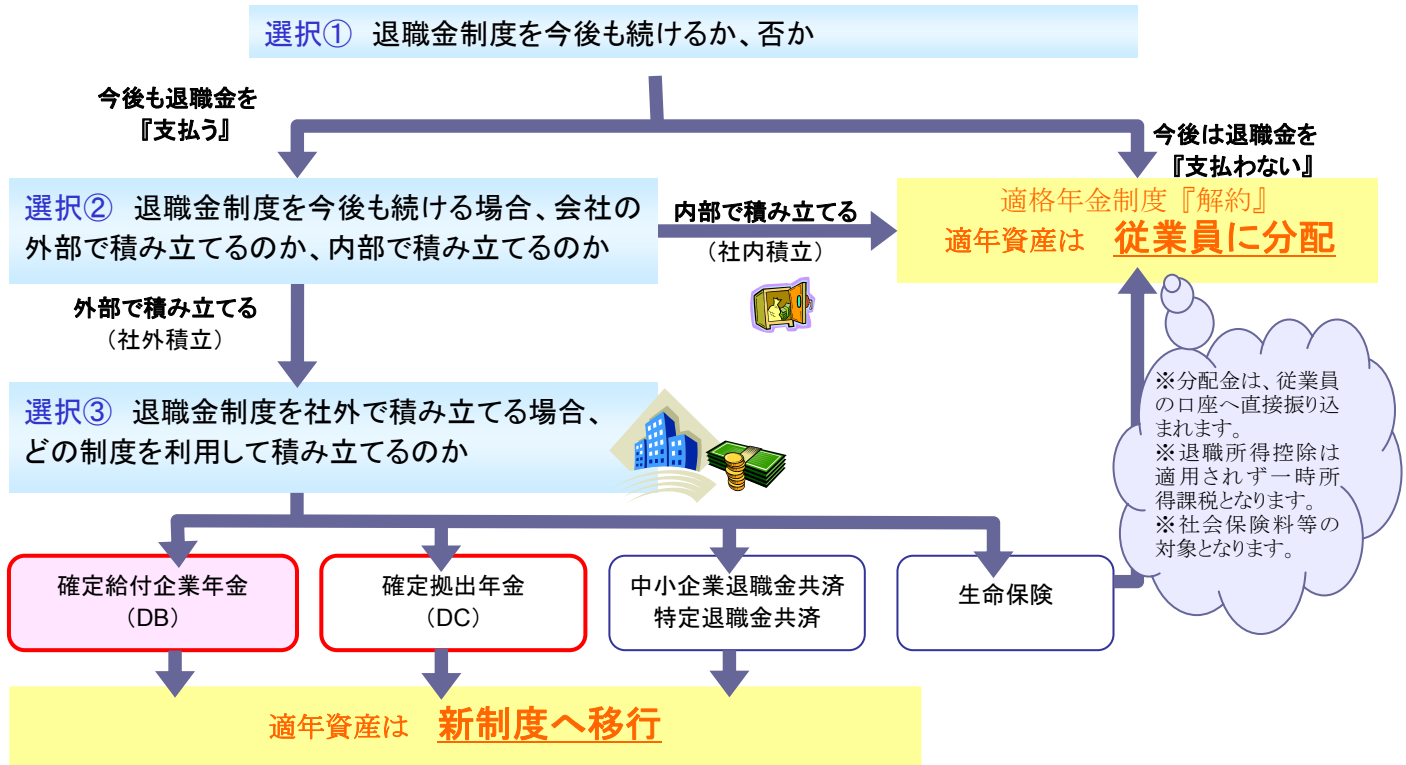
【単純に金利を引き下げた場合】

金利を下げた場合、年金を選択した場合の総受取額が現行制度よりも減るため『給付減額』の手続きが必要です。

給付減額をするためには、従業員の2/3以上の同意が必要になります。



○適格年金制度の廃止による積立制度の変更により、適格年金の資産はどうなるか



※ アイ企業年金基金は、適格年金移行に関する問題（※印）についても、解決するための豊富なノウハウをもっています！！
まずはご相談ください

中小企業庁では、中小企業施策を網羅的に紹介した「ガイドブック」や、施策分類ごとの支援策を簡単に紹介した「リーフレット」等の各種広報冊子を毎年度発行していますが、平成20年度版の「中小企業施策利用ガイドブック」及び「リーフレット（13種）」が発行されたようです。下記ホームページにてそれぞれのPDFファイルをダウンロードできます。参考になる資料があるかもしれませんので、一度ご覧になってみてください。（里）
http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/080425pamf_hakkou.html

※冊子での入手を希望の方は中小企業庁（中小企業庁長官官房 広報室 電話：03-3501-1709）または最寄りの中小企業支援機関（経済産業局、商工会、商工会議所、中央会等）へお問い合わせの上入手して下さい。

退職金制度に関する質問や問い合わせなど、お気軽にご連絡ください

アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通 1-18
愛鉄連厚生年金基金会館 7階

TEL・FAX：052-481-5608
E-mail：aikikin@mediacat.ne.jp
窓口開設時間：平日（祝日を除く）9時～17時

※企業年金ニュースのバックナンバーは愛鉄連厚生年金基金のホームページに掲載されています。

【愛鉄連厚生年金基金のホームページアドレス <http://www.aitetsurenkikin.or.jp>】